

平成 28 年度

監 査 報 告 書

定 期 監 査
随 時 監 査
財政援助団体等監査

名 寄 市 監 査 委 員

目 次

【定期監査】

1 監査の種類	1
2 監査の範囲	1
3 監査の期間	1
4 監査の対象	1
5 監査の着眼点	1
6 監査の方法	1
7 監査の結果	1
資料	6

【随時監査】

1 監査の種類	7
2 監査の範囲	7
3 監査の目的	7
4 監査の期間	7
5 監査の対象	7
6 監査の着眼点	7
7 監査の方法	7
8 監査の結果	7

【財政援助団体等監査】

1 監査の種類	8
2 監査の範囲	8
3 監査の期間	8
4 監査の対象	8
5 監査の着眼点	8
6 監査の方法	9
7 監査の結果	9
(1) 財政援助団体監査「名寄市・台湾交流実行委員会」	10
「名寄市交通安全運動推進委員会」	11
「名寄市酪農ヘルパー利用組合」	12
(2) 公の施設の指定管理者監査「風連環境保全事業協同組合」	13

名監査第 12 号
平成 29 年 2 月 20 日

名寄市長	加 藤 剛 士 様
名寄市議会議長	黒 井 徹 様
名寄市教育委員会委員長	梅 野 博 様
名寄市選挙管理委員会委員長	佐々木 順 秀 様
名寄市農業委員会会長	進 藤 博 明 様

名寄市監査委員	上 田 盛 一
名寄市監査委員	佐々木 寿

平成 28 年度監査の結果に関する報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 4 項、第 5 項及び第 7 項の規定に基づき、平成 28 年度監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告書を提出します。

定期監査

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査

2 監査の範囲

平成 27 年度(平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで)に執行された、収入・支出・契約・財産管理に関する事務、その他これらに関連する事務。

3 監査の期間

平成 28 年 7 月 1 日から平成 29 年 1 月 31 日まで

4 監査の対象

総務部、市民部、建設水道部、教育委員会、市立総合病院事務部

5 監査の着眼点

- (1) 予算の執行、収入、支出及び契約の事務は適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 文書の処理方法、諸帳簿の記帳整理は適正に行われているか。

6 監査の方法

名寄市監査基準(平成 18 年監査委員訓令第 3 号)に基づき、収入・支出・契約・財産管理に関する事務、その他これらに関連する事務等の関係書類の提出を求め、条例・規則などとの照合、審査を実施し、必要に応じて関係職員の説明を求めました。

7 監査の結果

平成 28 年度の監査計画に基づき、課ごとに監査を実施しました。

対象事業については、おおむね適正に処理されていると認められましたが、補助金の支出において一部に不適切な支出があったため、検討を求めました。

全体として、一部事務処理については注意を要する事項が数多くありました。

特に、依然として軽微なミスが非常に多く、昨年の定期監査で同じ指摘がされています。

名寄市事務処理規程、名寄市事務決裁規程、名寄市文書の左横書き実施規程、さらには該当する事業の条例・規則・実施要領等を読み込んで、前年踏襲とならないよう、事務担当者として責任と自覚をもって、的確な事務の遂行に努めていただきたいと思います。

第1 総務部

【総務課】

情報システム担当において契約した臨時福祉給付金システム利用PC借上業務について、起案文書中の契約金額と契約書の金額の表示が違います。消費税を含むか含まないかは統一した方が良いと思います。消費税率の経過措置等について、契約書に記載されていますが、起案文書にも記載する必要があります。 **【注意】**

改善・検討すべき指摘事項はありません。

事務処理において、注意すべき事項は全体共通事項に記載のとおりで、面接監査で指導・訂正済みです。

【防災・法制・訟務担当】

改善・検討すべき指摘事項はありません。

事務処理において、注意すべき事項は全体共通事項に記載のとおりで、面接監査で指導・訂正済みです。

【企画課】

統計業務支援システム賃貸借契約について、契約方法を随意契約としていますが、予定価格が40万円を超える物件の借入れなので、本来は入札となりますが、入札に適さないため随意契約とした理由が希薄です。予定価格調書も省略できません。起案も件名は見積依頼ではなく、随意契約をする場合は、見積合せの実施についてとすべきです。

【注意】

改善・検討すべき指摘事項はありません。

事務処理において、注意すべき事項は全体共通事項に記載のとおりで、面接監査で指導・訂正済みです。

【財政課】

改善・検討すべき指摘事項はありません。

事務処理において、注意すべき事項は全体共通事項に記載のとおりで、面接監査で指導・訂正済みです。

【地域住民課】（分掌事務のうち総務係に関する事務等）

改善・検討すべき指摘事項はありません。

事務処理において、注意すべき事項は全体共通事項に記載のとおりで、面接監査で指導・訂正済みです。

【智恵文支所】

智恵文多目的センター使用許可申請で、実際にガスを使用した時間が明記されていないので、使用料の積算内訳が不明です。使用時間や単価を記載するようにしてください。

【注意】

改善・検討すべき指摘事項はありません。

事務処理において、注意すべき事項は全体共通事項に記載のとおりで、面接監査で指導・訂正済みです。

第2 建設水道部

【都市整備課】

工事完了後に作成する受渡書の文中、作成部数が空欄のものがありません。【注意】
改善・検討すべき指摘事項はありません。

事務処理において、注意すべき事項は全体共通事項に記載のとおりで、面接監査で指導・訂正済みです。

【建築課】

改善・検討すべき指摘事項はありません。

事務処理において、注意すべき事項は全体共通事項に記載のとおりで、面接監査で指導・訂正済みです。

【上下水道室 業務課・工務課】

改善・検討すべき指摘事項はありません。

事務処理において、注意すべき事項は全体共通事項に記載のとおりで、面接監査で指導・訂正済みです。

【下水処理場】

改善・検討すべき指摘事項はありません。

事務処理において、注意すべき事項は全体共通事項に記載のとおりで、面接監査で指導・訂正済みです。

【浄水場】

改善・検討すべき指摘事項はありません。

事務処理において、注意すべき事項は全体共通事項に記載のとおりで、面接監査で指導・訂正済みです。

第3 教育委員会

【給食センター】

市が名寄市学校給食会に支出している補助金から名寄市学校給食会がさらに各小中学校に補助金を支出していますが、地方自治法第243条(私人の公金取扱の制限)の規定により、不適切な支出となりますので、補助金の在り方を協議してください。【検討】

事務処理において、注意すべき事項は全体共通事項に記載のとおりで、面接監査で指導・訂正済みです。

【児童センター】

改善・検討すべき指摘事項はありません。

事務処理において、注意すべき事項は全体共通事項に記載のとおりで、面接監査で指導・訂正済みです。

【北国博物館】

改善・検討すべき指摘事項はありません。

事務処理において、注意すべき事項は全体共通事項に記載のとおりで、面接監査で指導・訂正済みです。

【天文台】

改善・検討すべき指摘事項はありません。

事務処理において、注意すべき事項は全体共通事項に記載のとおりで、面接監査で指導・訂正済みです。

第4 市立総合病院事務部

診療費の不納欠損について、起案文書には未納額と返金額を区分して表記し、わかりやすい内容としてください。 **【注意】**

改善・検討すべき指摘事項はありません。

事務処理において、注意すべき事項は全体共通事項に記載のとおりで、面接監査で指導・訂正済みです。

第5 全体共通事項

- 1 起工決議書に財政課長の合議がありません。
- 2 検査職員の任命及び業務担当員の指定は、契約金額にかかわらず部長専決です。
- 3 通知文書、報告文書、契約締結に付随する関連書類、事業所から提出される実績報告書等及び保守点検報告書に決裁がありません。また、市の業務担当者の職氏名、押印及び日付の記載がありません。
- 4 見積合せ結果表で決定した業者を「落札業者」としていますが、「決定業者」に様式を修正してください。決定した業者の欄に「決定」の表示をしてください。また、見積合せ結果報告(見積合せ結果一覧表)がないものがありました。
- 5 見積書に日付が空欄となっているものが多数ありました。
- 6 予定価格調書の予定価格と入札書比較価格が逆に記載されています。封筒に入っていた形跡がない予定価格調書がありました。また、予定価格調書が添付されていない業務委託がありました。予定価格調書作成者の押印もれがありました。
- 7 契約書に使われている「甲」、「乙」の表記は「委託者」、「受注者」に改めてください。
- 8 認定書が作成されていない業務がありました。
- 9 起案文書等の訂正に修正テープを使用していますが、二重線を引き、訂正印を押印してください。訂正印が押印されていないものもあります。
- 10 起案文書の決裁年月日、保存年限、文書の種類の記載がありません。

記載内容の希薄さが目立ちます。

- 11 起案から事業完了までの文書の編纂方法に誤りがあります。名寄市事務処理規程に基づき、経過がわかるように編纂をしてください。
- 12 出張後の復命が非常に遅いです。速やかに報告をしてください。
- 13 資金前渡の精算が遅いものが多いので、速やかに事務処理をしてください。

資料

注意事項別件数

部 局 名		注意事項の内容							計
		1	2	3	4	5	6	7	
総務部	総務課	5	12	1	3	22	7		50
	防災・法制・訟務担当	1	1	1					3
	企画課	2					12	5	19
	財政課	2	3			1	1		7
	地域住民課		2			2			4
	智恵文支所		4		4	1			9
建設水道部	都市整備課	2	9		4	3			18
	建築課	1	5				1		7
	上下水道室業務課								—
	上下水道室工務課		2	1	1				4
	下水処理場	4	5		7	2			18
	浄水場	9	3	1					13
教育委員会	給食センター		15			4			19
	児童センター						2		2
	北国博物館					1			1
	天文台	2	2				1		5
市立総合病院事務部		3		2				3	8
合 計		31	63	6	19	36	24	8	187

※注意事項の内容

- 1 起案文書や起工決議書に、記載不備、添付書類不足、合議なし。
- 2 その他書類に記載不備、書類不足。
- 3 記載事項等の訂正方法が、不適切。
- 4 専決権者の誤り。
- 5 報告書等に決裁なし、業務報告の遅延。
- 6 出張後の復命遅延。
- 7 資金前渡の精算遅延。

随時監査（資金前渡による支出事務）

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づく随時監査

2 監査の対象事務

平成 27 年度資金前渡事務

3 監査の目的

例月現金出納検査で、一部の部課において資金前渡の事務処理に不適切な事例が見受けられたことから、資金前渡の事務手続、事務処理及び保管状況が適正であるかを主眼として監査を実施し、今後の適正な公金の管理に係る事務処理の改善に資する。

4 監査の対象

平成 28 年度定期監査対象部課以外の部課

5 監査の期間

平成 28 年 10 月 24 日から平成 29 年 1 月 31 日まで

6 監査の方法

会計室で保管している精算書と財務会計システムから抽出した該当支出データ及び所管部課から提出された関係書類の照合を行うとともに、関係職員への質問により監査を実施する。

7 監査の着眼点

- (1) 資金前渡ができる根拠等は、法令等に違反していないか。また適切か。
- (2) 資金前渡の金額、期間は適切か。
- (3) 資金前渡職員は、法令等に違反していないか。また適格な者か。
- (4) 前渡資金を受け取った後、現金管理の取扱いは適正に行われているか。
- (5) 資金前渡期間終了後、精算は適切かつ速やかに行われているか。
- (6) 前渡資金の検査は、適切に行われているか。

8 監査の結果

資金前渡の支出、受領については適正に執行されていると認められましたが、精算については速やかに行われていない部課が多くありました。

精算書については、効率よく整理できるよう様式の見直しを含め、会計規則の改正が必要と考えます。

財政援助団体等監査

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

2 監査の範囲

平成 27 年度（平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで）において、名寄市が交付した補助金、交付金、委託料に係る出納その他の事務。

3 監査の期間

平成 28 年 12 月 19 日から平成 29 年 1 月 31 日まで

4 監査の対象

(1) 財政援助団体監査

対象補助金等	対象団体	所管部課
名寄市・台湾交流実行委員会補助金	名寄市・台湾交流実行委員会	経済部交流推進課
名寄市交通安全運動推進委員会交付金	名寄市交通安全運動推進委員会	市民部環境生活課
名寄市酪農ヘルパー利用組合補助金	名寄市酪農ヘルパー利用組合	経済部農務課

(2) 公の施設の指定管理者監査

公の施設	指定管理者	所管部課
天塩川さざなみ公園	風連環境保全事業協同組合	建設水道部都市整備課

5 監査の着眼点

(1) 財政援助団体監査

- ア 補助金、交付金その他の財政援助の決定は、法令等に適合しているか。
- イ 補助金等の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ウ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続き等は適正か。
- エ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- オ 補助金等交付団体への指導監督は適時適切に行われているか。
- カ 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

(2) 公の施設の指定管理者監査

- ア 指定管理者の指定は適正、公平に行われているか。
- イ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- ウ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- エ 事業報告書の点検は、適切になされているか。

- オ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- カ 指定管理者の経営状況の把握に努めているか。

6 監査の方法

監査の対象部課から監査資料の提出を求め、これらの事務が適正に執行されているかについて、主に書類の監査と面接により実施しました。

7 監査の結果

監査結果は、次のとおりです。

(1) 財政援助団体

ア 名寄市・台湾交流実行委員会

(7) 監査対象部課 経済部交流推進課

(イ) 補助金等の内容

① 補助金の名称

名寄市・台湾交流実行委員会補助金

② 財政援助の目的

名寄市と台湾との交流事業を官民が一体となり推進し、豊かな地域資源の活用による経済活性化を図るほか、交流人口の拡大への取り組みを通じてコミュニティの連携、地域に関する愛着や誇り等、地域の活力を創意工夫により高めるとともに、名寄市のみならず日本の次の時代をけん引していく子供たちを大きく育てていく環境づくりを行うため。

③ 補助の根拠条例等

名寄市補助金等交付規則

④ 補助金額

4,353,221 円

(ウ) 監査の結果

提出された出納その他関係書類により監査したところ、おおむね適正に執行されていましたが、適正を欠く支出調書がありました。

旅費の支出調書では、旅行者が受け取るべき旅費を旅行会社が受取人となり、直接旅行会社に支払っているもの、物品の合計金額のみで詳細が記載されていない領収書が添付されているもの、支出先の記載がないものが見受けられました。

詳細を記した適正な支出調書の作成や経理事務を行うよう指導してください。

イ 名寄市交通安全運動推進委員会

(7) 監査対象部課

市民部環境生活課

(イ) 補助金等の内容

① 補助金の名称

名寄市交通安全運動推進委員会交付金

② 財政援助の目的

名寄市における交通安全運動を、関係機関との連携のもとに、各期別運動、特別運動を展開して、市民総ぐるみの交通安全運動をより広く効果的に行う。

③ 補助の根拠条例等

名寄市補助金等交付規則

④ 補助金額

4,015,000 円

(ウ) 監査の結果

提出された出納その他関係書類により監査したところ、一部を除きおおむね適正に執行されていたことを認めます。

しかし、市の交付金を受けた団体がさらにその交付金の中から町内会・任意団体等に補助金を出すことは、不適切な支出となりますので、町内会・任意団体等とのかかわり等を含め、適正に事業を実施するよう指導してください。

ウ 名寄市酪農ヘルパー利用組合

(ア) 監査対象部課 経済部農務課

(イ) 補助金等の内容

① 補助金の名称

名寄市酪農ヘルパー利用組合補助金

② 財政援助の目的

ゆとりある生活確保のため、事業を実施する利用組合に対して助成する。

③ 補助の根拠条例等

名寄市農業・農村振興条例及び施行規則

④ 補助金額

1,430,000 円

(ウ) 監査の結果

提出された出納その他関係書類により監査したところ、おおむね適正に執行されていたことを認めます。

(2) 公の施設の指定管理者

ア 風連環境保全事業協同組合

(ア) 監査対象部課

建設水道部都市整備課

(イ) 指定管理の内容

① 公の施設

天塩川さざなみ公園

② 設置目的

都市における生活環境の整備保全並びに、増大するレクリエーション需要等に対処して、都市住民全体の総合的な利用に供するため設置。

③ 設置根拠条例

名寄市都市公園条例

④ 指定管理委託料

5,762,800 円

(ウ) 監査の結果

提出された出納その他関係書類により監査したところ、おおむね適正に執行されていたことを認めます。

収支決算書の中で一部訂正があったものは正しく訂正するか、差替えをすべきです。

報告書は、協定に基づいた形式のものを提出するよう指導してください。